

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

消費税
インボイス
中止

2023年10月実施予定「インボイス制度」免税事業者は廃業の危機 消費税負担か値引き迫られる。

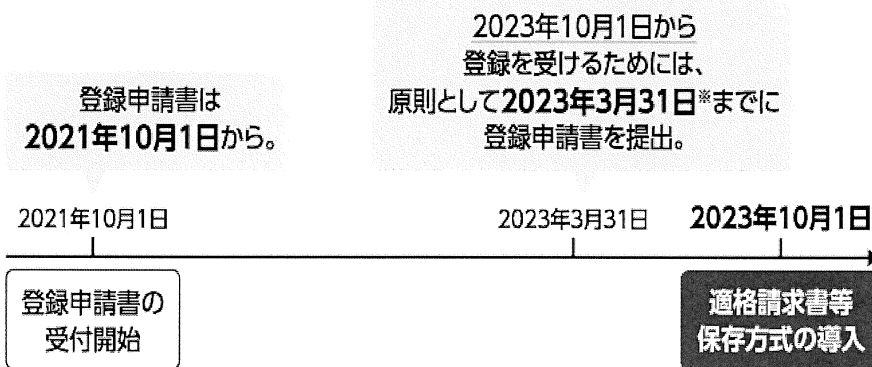
【湖東税理士がQ&A解説】Q1~Q8まで、連続で紙上学習をしています。
(商工新聞5月31日付より)

Q5 適格請求書のやり取りはいつから? A 2023年10月1日から

「登録申請書」の受け付けは今年10月1日から始まり、原則として23年3月31日までに登録申請をすることになっています。登録申請のスケジュールは、下の図3の通りです。

免税事業者からの仕入税額控除には経過措置(図4)がありますが、免税事業者と取引している課税事業者は全額控除できるように、「一日も早く課税事業者にな」と圧力をかけるでしょう。

図3 登録申請のスケジュール



*2023年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、2023年9月30日まで。
(「困難な事情」については、その程度は問われない)

図4 仕入税額控除の経過措置

2019年10月1日	2023年10月1日	2026年10月1日	2029年10月1日
軽減税率制度の実施	適格請求書等保存方式の導入		
4年 区分記載請求書等保存方式	3年	3年	控除不可
免税事業者等からの課税仕入れにつき全額控除可能	免税事業者等からの課税仕入れにつき80%控除可能	免税事業者等からの課税仕入れにつき50%控除可能	

インボイス制度は、先に述べたように、課税事業者と取引のある免税事業者に大きな影響を及ぼします。国税庁は、フリーランスをはじめ個人事業主の約75%を占め、法人を含めると約424万人に上る免税事業者のうち、370万人超が課税事業者になり、インボイス制度を適用すると試算しています。業種も、個人タクシーや演劇・映画・出版関連・イラストレーター、音楽・英語教室、生命・損害保険代理店、建設(一人親方)など多岐に。だから今、さまざまな団体や業界が反対や制度の見直し、実施延期を求めています。

インボイス 実施中止を

給付金制度を受けて 営業を守ろう

県の 営業時間短縮要請

「対応臨時給付金」

売上(5・6月分)

- 申請受付開始 6月28日
受付終了 9月30日
- 金額 25万円から75万円/月
(売上減少以内)
※5月・6月合計150万円
(最大です)

中小法人・個人事業者

「月次支援金」

6月16日(水)から受付中

相談は 民商に電話を

お知らせ

***テレビの寄贈のお願い**
「コロナ感染防止対策として、様々な会議において、リモートによる会議が避けられなくなっています。そこで、50インチ位で現在使用されていないテレビがありましたらご寄贈をお願いいたします。」ご連絡をくださいませ。

***融資(政府系金融機関)**
実質無利子・無担保融資12月末まで延長

***戦争法廃止19日行動**
7月19日(月)午後5時から

消費税率5%に